

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則 三七三
- 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則 三七三
- 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 三七四
- 告 示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三七四
- 保安林の指定施業要件を変更する旨通知があった件十四件 三七六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件三件 三七六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三七九
- 道路の区域を変更する件 三七九
- 土砂災害特別警戒区域を指定する件 三八〇
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 三八一
- 土地改良区の役員が就退任した件三件 三八三
- 土地改良事業の工事了了について届出があった件 三八五
- 県営土地改良事業の工事了了した件 三八五

規 則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則、福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則及び家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交流センターの項中「持つて」を「持つて」に改め、同表福島県太陽の国病院の項中「福島県太陽の国病院」を「福島県太陽の国クリニック」に、「「病院」を「クリニック」に改め、同条第三項中「により病院」を「によりクリニック」に、「福島県太陽の国病院手数料免除申請書」を「福島県太陽の国クリニック手数料免除申請書」に、「福島県太陽の国クリニック」を「福島県太陽の国クリニック」に改める。

第七条第一項中「福島県太陽の国病院手数料免除申請書」を「福島県太陽の国クリニック手数料免除申請書」に改め、同条第二項中「福島県太陽の国病院手数料免除・不免除決定通知書」を「福島県太陽の国クリニック手数料免除・不免除決定通知書」に改める。

第十二条第一号中「病院」を「クリニック」に改め、同条第二号中「病院」を「クリニック」に、「整とん」を「整頓」に改め、同条第三号中「病院」を「クリニック」に改める。

第十四条中「病院」を「クリニック」に改める。

第六号様式中「福島県太陽の国病院手数料免除申請書」を「福島県太陽の国クリニック手数料免除申請書」に改める。

第八号様式中「福島県太陽の国病院手数料免除・不免除決定通知書」を「福島県太陽の国クリニック手数料免除・不免除決定通知書」に、「福島県太陽の国病院手数料の」を「福島県太陽の国クリニック手数料の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている決定通知書は、改正後の規則の規定に基づき交付された決定通知書とみなす。

（保健福祉総務課）

福島県規則第五十一号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表研究棟附属設備の部任意波形発生装置の項の次に次のように加える。

シグナルアナライザ	一式一時間	三、三三〇円
-----------	-------	--------

デジタルマイクログ スコープ	一式一時間	一、九五〇円
-------------------	-------	--------

別表試験準備棟附属設備の部3Dモーションシミュレーションキャプチャの項の次に次のように加える。

貸出テント	一式一回	一〇〇円
	超過時間(二時間につき)	二〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

福島県規則第五十二号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十七年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ブルセラ病、ピロプラズマ病」を「ブルセラ症、ピロプラズマ症」に、「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(畜産課)

告 示

福島県告示第四百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年七月一日救急病院として認定した。

令和二年七月十日

名称	所在地	福島県知事 内堀 雅 雄
医療法人社団茶畑会相馬中央 病院	相馬市沖ノ内三丁目五番地の 一八	認定有効期限 令和五年六月三十日

(地域医療課)

福島県告示第四百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字杉ノ内一六の二、二三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字上越田八三、八八、一〇四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字西二三、字下田二三
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一）主伐に係る伐採種は、定めない。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字赤坂八〇の一、八〇の二、八二
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法
（一）主伐に係る伐採種は、定めない。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字当保志三四の二、三五、六六の四、六七の三
二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一）主伐は、択伐による。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市霊山町上小国字天井山一の一から一の六まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

福島県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市在庭坂字隠日一の一、一の一、一の一、一の一、一の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市松川町金沢字船場五の一、五の三、五の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

福島県告示第四百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字元白津一の一六から一の一九まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(森林保全課)

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字平内三の四(国有林)

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字平内二の一・二・二二の二・二四の一(以上三筆国有林。)

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字金山五〇の四・五二の五・五四の三・六〇の三(以上四筆国有林。)

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字荒田七の五・七の六・八の四・八の八・八の九・九の一・九の七・

三三の八・三三の九(以上九筆国有林。)
二 保安林として指定された目的
水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町山戸田字高松七〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字平内一、三の一、三の三

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字金山五〇の一、五〇の三、五二の一、五二の四、五四の二、五八、五九、六〇の二

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字荒田八の三、三三の二、三三の六、三三の七、字下谷地九の一、九の二
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市町庭坂字堰ノ内一七の二、一七の四、一九の二、二五の三、二六の二、二六の四、二七の二、二八の二から二八の四まで、二九の四

- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から同 市山田町道端一番一〇地先まで	変更前 A 八・六〇 六八・〇三	一一、七五七・	五九九・〇
	いわき市江畑町堀ノ内六五番一地先から同 市江畑町平前三番三地先まで	変更前 B 一八・二〇 七九・二〇	二一、	六二〇・〇
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から同 市泉町下川字萱手一〇四番地先まで	変更前 C 二五・〇〇 一六〇・〇〇	二五、	六二〇・〇
	いわき市添野町大町二七番地先から同 市添野町猿田一三番一五地先まで	変更前 D 二九・〇〇 二四〇・〇〇	二九、	八二七・〇
	いわき市高倉町堤ノ上八〇番地先から同 市高倉町田ノ作七二番一地先まで	変更前 E 二五・〇〇 一四三・〇〇	二五、	九七一・〇
	いわき市泉町字滝ノ沢	変更前 F 一六・〇〇	一六、	九〇九・〇

一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根 一八番二地先まで いわき市山田町字窪根 一八番二地先から 同 市山田町字砂方 三五番地先まで いわき市泉町下川字大 剣三二六番一三地先か ら 同 市泉町下川字境 ノ町一六番二地先まで いわき市山田町塙沢四 三番一地先から 同 市山田町和久二 九番二地先まで	変更後 A 八・六ノ 六八・〇 一、七五七・ 三 B 一八・二ノ 七九・二 五九九・〇 C 二五・〇ノ 一六〇・〇 六二〇・〇 D 二九・〇ノ 二四〇・〇 八二七・〇	一二四・〇 一二・七ノ 一〇七・三 一二・七ノ 二八五・七 二〇・三ノ 一四三・五 一六・七ノ 一六八・九 七三五・六 二四〇・五 二、四九五・〇 一、〇〇一・〇
--	--	---

福島県告示第四百四十八号

同 市添野町猿田一 一三番一五地先まで いわき市高倉町堤ノ上 八〇番地先から 同 市高倉町田ノ作 七二番一地先まで いわき市泉町字滝ノ沢 一一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根 一八番二地先まで いわき市山田町字窪根 一八番二地先から 同 市山田町字砂方 三五番地先まで いわき市泉町下川字大 剣三二六番一三地先か ら 同 市泉町下川字境 ノ町一六番二地先まで いわき市山田町塙沢四 三番一地先から 同 市山田町和久二 九番二地先まで いわき市山田町和久二 九番二地先から 同 市山田町川中子 二六番二地先まで	L 一四・九ノ 一三二・一 一、〇六〇・〇 K 一二・八ノ 九九・二 七八〇・〇 J 一六・七ノ 一六八・九 七三五・六 I 二〇・三ノ 一四三・五 二四〇・五 H 一二・七ノ 二八五・七 一、〇〇一・〇 G 一二・七ノ 一〇七・三 二、四九五・〇 F 一六・〇ノ 一二四・〇 九〇九・〇 E 二五・〇ノ 一四三・〇 九七一・〇
---	---

(道路計画課)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

駒井野沢	区域名	南会津郡只見町大字坂田字山下	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
		土石流				次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第141号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク監視制御システム等機器更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク監視制御システム等機器更新業務 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか146箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年8月3日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室
電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年7月10日(金)から同年8月3日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月23日及び同月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年7月22日(水)午後5時までに必着で請求すること。

なお、福島県危機管理部危機管理課ウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和2年8月20日(木)午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月19日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

同 薄井 喜雄 同 郡同 町大字堤字羽黒東三六番地
 同 角田 和正 同 郡同 町大字堤字羽黒西二八番地
 同 松本 一伺 同 郡同 町大字玉野字天屋敷九番地
 同 緑川 安寿 同 郡同 町大字一色字栗ノ木五六番地一
 同 片野 健一 同 郡同 町大字福井字宇井前五八番地五
 同 兼子 長一 同 石川郡浅川町大字箕輪字山敷田五二番地の四
 同 須藤 謙一 同 郡同 町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九
 同 鈴木 惠 同 郡同 町大字小貫字宿ノ内四八番地
 同 野中 賢一 同 東白川郡棚倉町大字寺山字鶴生五六番地
 同 秦 節夫 同 郡同 町大字逆川字屋敷一五番地
 同 緑川 孝雄 同 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六三番地の四九
 同 影山 正志 同 東白川郡棚倉町大字流字中豊一五番地四

(農村計画課)

公告第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名
 鮫川堰土地改良区

退任した役員

氏名

住所

理事 岩並 貞雄 同 市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地
 同 佐坂 邦彦 同 市遠野町滝字川原一〇番地
 同 高木 甚一 同 市江畑町小堰場一〇四番地の二
 同 松崎 緑郎 同 市小名浜住吉字大町一一番地
 同 高木 真一 同 市渡辺町洞字永畑三四番地
 同 草野 孝一 同 市渡辺町田部字渡部二九番地の一
 同 國井 祐太郎 同 市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地
 同 高木 保善 同 市渡辺町松小屋字下平四番地の一
 就任した役員
 氏名 住所
 理事 遠藤 武四郎 同 市小名浜島字島八七番地
 同 柴田 正幸 同 市渡辺町中釜戸字表前一二二番地
 同 國井 祐太郎 同 市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地
 同 佐坂 邦彦 同 市遠野町滝字川原一〇四番地
 同 高木 甚一 同 市江畑町小堰場一〇四番地の二
 同 高木 保善 同 市渡辺町松小屋字下平四番地の一

同 竹原 市夫 同 市小名浜住吉字浜宿一八番地
 同 小野 喜一 同 市渡辺町昼野字松下三八番地の一
 同 笹沼 晃 同 市平字五町目五番地の三 D'クラディア五町目レジデンス
 一〇一三

(農村計画課)

公告第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名
 鹿島町土地改良区

退任した役員

氏名

住所

理事 櫻井 勝延 同 南相馬市原町区江井字馬場五四番地
 同 大亀 英雄 同 市鹿島区柘窪字東畑八三番地
 同 遠藤 嘉規 同 市鹿島区角川原字竹ノ花二二〇番地
 同 田中 邦男 同 市鹿島区小山田字柿ノ内二三四番地
 同 西 達也 同 市鹿島区浮田字鶴喰三四番地
 同 大塚 基 同 市鹿島区檜原字台一二四番地
 同 鈴木 武男 同 市鹿島区南柚木字仲坂八四番地
 同 大井 憲一 同 市鹿島区南屋形字御北前一〇四番地
 同 渡邊 重明 同 市鹿島区北海老字堂ヶ迫一六〇番地の六
 同 但野 昌孝 同 市鹿島区寺内字西館三五番地
 同 鈴木 芳富 同 市鹿島区川子字内田一〇五番地
 同 鳥中 清 同 市鹿島区寺内字仏方九一番地の二
 同 大悲山 仁 同 市鹿島区鹿島字町一五七番地
 同 今野 公夫 同 市鹿島区鹿島字豊田一一六番地
 同 五賀 計 同 市鹿島区南右田字榎内九番地
 同 西山 高志 同 市鹿島区横手字鶴蒔三七番地
 同 田中 勝雄 同 市鹿島区寺内字三里一番地の三九
 同 高田 光好 同 市鹿島区北右田字高田二二番地
 就任した役員
 氏名 住所
 理事 鳥中 清 同 南相馬市鹿島区寺内字仏方九一番地の二
 同 濱名 政人 同 市鹿島区上柘窪字植ノ畑一二九番地
 同 田中 邦男 同 市鹿島区小山田字柿ノ内二三四番地
 同 西 達也 同 市鹿島区浮田字鶴喰三四番地

同 林 泰宏 同 市鹿島区岡和田字沢田六一番地
 同 大和田 剛 同 市鹿島区牛河内字竹ノ内四一番地
 同 荒 幸弘 同 市鹿島区南柚木字上浅田五一一番地
 同 大井 憲一 同 市鹿島区南屋形字御北前一〇四番地
 同 荒 義裕 同 市鹿島区北海老字松坂一三四番地
 同 大久 勝範 同 市鹿島区寺内字八幡林一三番地
 同 内田 直人 同 市鹿島区川子字内田五番地
 同 大悲山 仁 同 市鹿島区鹿島字町一五七番地
 同 大玉 光雄 同 市鹿島区鹿島字広畑五六番地
 同 五賀 計 同 市鹿島区南右田字榎内九番地
 同 櫻井 勝延 同 市原町区江井字馬場五四番地
 同 遠藤 吉広 同 市鹿島区御山字願阿弥田一〇八番地
 同 田村 洋一 同 市鹿島区小島田字立谷一一七番地
 同 山田 耕二 同 市鹿島区鹿島字地藏堂四八番地

(農村計画課)

公告第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第一項の規定により、
 次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。
 令和二年七月十日

土地改良事業を行なった者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
福島市土地改良区	沼袋		令和元年十月十一日	令和二年一月九日
		からの同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害		令和二年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

同	金沢		令和二年一月九日	令和二年五月二十一日
同	同		九日	令和二年五月二十一日
同	同		九日	令和二年五月二十一日
同	同		九日	令和二年五月二十一日

(農村計画課)

公告第四百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、
 野尻地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(用排水施設等整備事業))の工事は、令和二年六月十六日完了したので公告する。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀 雅雄 (農村計画課)

